

「介護保険の基礎と改正のポイント」

今年度は介護保険制度・介護報酬の改正がなされ、医療報酬改正とあわせて、トリプル改正と呼ばれます。医療保険より制度が複雑な介護保険、いまいちど基礎をおさえて、今回の改正ポイントを理解しておきましょう。

介護保険制度ができた背景

高齢化が進む日本において、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化などが目立つようになり、核家族化が進んだり、介護する家族も高齢化するなど、要介護の高齢者を支える環境が激変してきました。

そこで、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして「公的介護保険」がつけられました。基本は、3つの考え方を

◆自立支援・・・介護が必要な高齢者の世話をするだけでなく、自立を支援する

◇利用者本位・・・利用者の選択により、多様なサービスを総合的に受けられる制度

◇社会保険方式・・・給付と負担の関係を明確にする

介護保険料はどう決まる？

介護保険料は第1号（65歳以上）と第2号（40歳～64歳）で異なります。もも読者は65歳以上の方が多いので、ここでは第1号を中心に解説します。介護保険は市町村によって徴収金額が異なります。どれくらいの介護保険給付が必要か、見込金額を算出し、その金額の20%相当分を65歳以上の人口で割り、基準金額とします。さまざまな調整がありますが、65歳以上の人口との関係が大きく異なります。ただし、基準金額から所得に応じて加減されるので、同じ区市町村に住んでいても個人により異なります（所得の少ない人は減額されます）。

左頁の図のように年々増額しています。年金などと同様に、介護保険の財源も非常に厳しく、今後も増額が見込まれます。ちなみに、今回第5期（2012～2014年）の介護保険料で、一番高額なのは新潟県関川村の6680円、一番低額は北海道奥尻町、津別町、鹿児島県三島村の2800円。約2.4倍の開きがあります。

介護保険サービスを利用するには

65歳以上の人には「介護保険証」が渡されますが、医療保険証のように持っているだけでは使えません。介護保険サービスを利用するためには、役所窓口で「申請」して「要介護認定」される必要があります。申請から認定まで、約1ヶ月かかりますので利用を希望する場合は、早めの相談が大切です。

認定は、要支援と要介護に分かれます。手続きや使えるサービスは若干違いますので、担当のケアマネジャー（※1）に十分説明を聞くことが大切

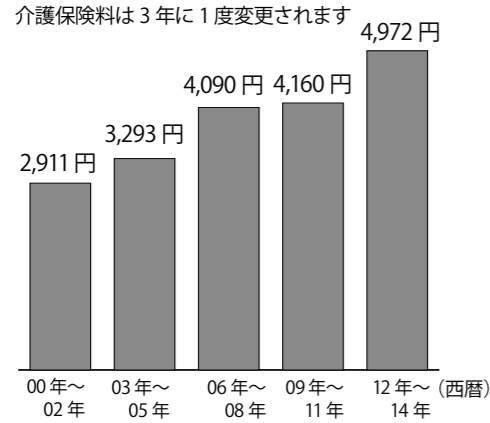
です。介護保険は、大きく「自宅」、

「通い」、「施設入所（※2）」で使うサービスに分けられます。このほかにも有料老人ホームなどで使える仕組みもあります。自分や家族が希望する内容をしっかりと伝え、良い事業者を選ぶようにしましょう。

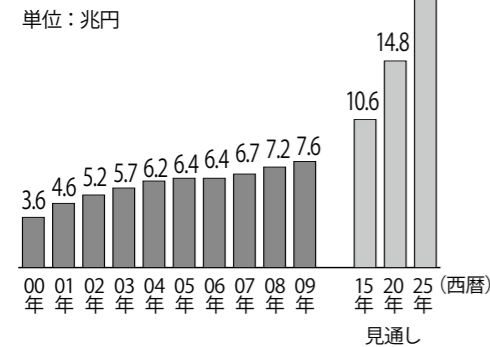
（※1）介護計画を作成したり、サービス事業者との調整をしてくれる専門家

（※2）介護保険法上の施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設の3つ）

介護保険料（全国平均・月額）の推移



介護保険の総費用の推移



もっと介護保険を学びたい方に！

もも編集室の「公的介護保険のおさらい」テキストでは、専門用語の解説や、介護職の種類や内容、具体的な介護計画例まで、わかりやすく解説しています。

A 4版（表紙含 28 頁・簡易印刷）
価格：1,000 円（消費税・送料込）
お申込は、もも編集室 ☎【075-212-1266】